

第111号議案

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市職員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の120」を「100分の110」に改め、同条第4項中「100分の120」を「100分の110」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

第2条 府中市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第4項中「100分の110」を「100分の115」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。